

○鶴見出張所廃止のお知らせ

令和5年4月1日
国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所

京浜河川事務所 鶴見出張所は、令和5年3月31日をもって廃止されました。

これに伴い、同出張所で行っていた業務については、令和5年4月1日以降、新横浜出張所において行うこととなりますのでお知らせ致します。

なお、これまで鶴見出張所にて受け付けておりました、各種申請等の窓口業務につきましては、京浜河川事務所内にも窓口を設けますのでご利用ください。

1. 管理区間の変更について

別添「管理区間変更函」のとおりです。

2. 変更年月日

令和5年4月1日

3. 変更後の担当出張所の所在地等

新横浜出張所

住所 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町 2081

電話 045-476-5003

4. お問い合わせ先

鶴見出張所廃止とこれに伴う管理区間変更等に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

住所 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1

総務課（全般的なこと） 045-503-4000

管理課（管理関連） 045-503-4013

占用調整第二課（許認可、占用関連） 045-503-4005

防災情報課（防災関連） 045-503-4018

○ 鶴見川管理区間変更図(京浜河川事務所)

